

静岡県告示第197号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の規定に基づき、次の鳥獣捕獲等事業者について更新の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月21日

静岡県知事 鈴木康友

名称	住所	代表者の氏名	夜間銃猟基準
有限会社 高山興業	静岡県富士市中野 767 番地	勝又 豊	適合